

鎌倉市役所  
第6分庁舎設置仕様書

鎌倉市  
総務部公的不動産活用課

## 第1章 総 則

### 第1条 目的及び概要

- 1 この仕様書は、鎌倉市（以下「当市」という）が使用する事務所（軽量鉄骨2階建て1棟）（以下「建物」という。）の設計及び設置並びに、雨水排水設備、給排水設備、電気設備、空調、電話、情報通信用設備等の敷設に係る業務（以下「業務」という）に関する仕様について必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 建物は、事務所使用に対して十分に満足し得るよう設計・設置すること。
- 3 建築確認申請を含め業務は、入札後に仮契約を締結した後、業務に係る議案が鎌倉市議会の議決を得て、仮契約が本契約となった時点から原則開始すること（令和4年9月下旬～10月初旬予定）。なお、本契約前に準備等事前に行いたい業務がある場合は当市の承認を得て行うこと。ただし、本契約前に行った業務の費用は契約金額に含まれるものとし、議決を得られなかった場合であっても、当市は一切の責任を負わない。
- 4 建物の設計・設置に当たり、仕様の目的が達成されるよう作業する上で、技術上の変更を要する場合又は疑義のある場合には、当市公的不動産活用課財産管理担当職員（以下、「市担当者」という。）と協議し承認を得ること。
- 5 当該建物は、本仕様書によるほか次に掲げる各法規に適合すること。
  - (1) 建築基準法
  - (2) 文化財保護法
  - (3) 鎌倉市風致地区条例
  - (4) 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例
  - (5) 鎌倉市都市景観条例
  - (6) その他関係諸法令、告示、通達
- 6 完成建物は、市担当者が行う引き渡し検査を受けるものとし、それに伴う書類は事前に当市に提出し承諾を得ること。
- 7 本仕様書に記載されていないものでも当然必要なものについて設計及び設置すること。
- 8 各設備は、保守点検が容易な構造とすること。
- 9 作業中の事故については、受注者がすべての責任を負うものとする。
- 10 建物の引渡しは、この契約の締結の日から令和5年（2023年）2月28日までとする。

## 第2条 提出書類

- 1 受注者は、契約締結後、速やかに本仕様書・図面に基づき、当市と設置に関する詳細な協議を行い、次に掲げる図書等を作成し、当市の承認を受けた後、許認可申請等の手続きが終了した後、設置作業を開始すること。
  - (1) 設計図書 1部
  - (2) 設置工程表（完成検査日を記入すること） 1部
  - (3) その他当市の要求する図書 1部
- 2 竣工時に提出するもの
  - (1) 設置上必要とする図面と試験成績表 1部
  - (2) 各種取扱説明書 1部
  - (3) 写真台帳 1部
  - (4) 建築確認申請書類 他 諸官庁届出書
  - (5) その他当市の要求する図書 1部

## 第3条 引渡検査

- (1) 完成建物は、市担当者が行う引き渡し検査を受けるものとし、それに伴う書類は事前に当市に提出し承諾を得ること。
- (2) 受注者は、業務が完了したときはその旨を当市に通知しなければならない。
- (3) 当市が完了の通知を受けたときは市担当者が速やかに確認の検査を行う。検査に合格しない場合は、当市が手直しを提示し、直ちに改修のうえ再検査を受けなければならない。
- (4) 当市は、検査が合格したときは、速やかに引き渡しを受けるものとする。
- (5) 受注者は、引き渡し前に建物を十分に清掃すること。
- (6) 検査内容により他の機関又は社内試験をもってこれに代える場合は、事前に当市の承認を得なければならない。

## 第4条 事故防止

受注者は、設置に当たって事故防止に万全を期し、万一事故が発生した場合は、速やかに当市に連絡するとともに、その人的・物的被害について全ての責任を負うものとする。

## 第5条 費用負担

関係法令に係る手続き及び業務に関する試験並びに技術指導に関する費用については、

全て受注者負担とする。

## 第6条 その他

- 1 仕様書に基づかない取付品・付属品の追加又は変更については、市担当者と協議し、指示を受けるものとする。
- 2 設置に当たり疑義を生じたときは、直ちに市担当者と協議すること。
- 3 作業にあたっては、近隣住民等に周知の上、安全確保等に必要な措置を講じて、実施すること。

## 第2章 仕様

### 第1条 総則

#### 1 設置概要

- |           |                               |                 |
|-----------|-------------------------------|-----------------|
| (1) 設置場所  | 鎌倉市御成町 18 番 10 号 (地番：625 番 3) | 鎌倉市役所本庁舎敷地      |
| (2) 主要用途  | 事務所                           |                 |
| (3) 延べ面積  | 320 m <sup>2</sup> 以上         |                 |
| (4) 規模・構造 | 軽量鉄骨造                         | 2階建             |
| (5) 用途地域  | 第二種住居地域                       |                 |
| (6) 防火指定  | 指定なし (建築基準法第 22 条区域)          |                 |
| (7) その他   | 鎌倉風致地区 (第 3 種)                | 景観計画区域 埋蔵文化財包蔵地 |

#### 2 契約条件

建物及び建物に附随する設備を設置し当市に納める。

#### 3 標準仕様

業務は、この仕様書による他は原則「公共建築工事標準仕様書 建築工事編 (公告時点最新版)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)、「公共建築工事標準仕様書 機械設備工事編 (公告時点最新版)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)、「公共建築工事標準仕様書 電気設備工事編 (契約時点最新版)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)および「神奈川県土木工事共通仕様書(契約時点最新版)」(神奈川県県土整備局都市部監修)の材料や工法等に準ずる。

#### 4 適用範囲

業務に当たっては、本仕様書及び図面に記載してある事項による。これらに記載されていない事項については、受注金額の範囲内で協議し決定するものとする。

## 5 製作図書

- (1) 設計に当たっては関係法令を遵守すること。
- (2) 契約締結後、速やかに本仕様書及び特記仕様書に基づき、配置図、平面図及び立面図等の基本設計図を作成し、市担当者と協議を行うこと。また、協議を踏まえて、詳細設計図並びに建築基準法、消防法及びその他施設設置に必要となる法令又は条令の手続きに必要な申請資料等の作成を行い、事前相談・許認可申請等の手続きを受注者の責任において完了させること。
- (3) 受注者が作成する一般的な設計図書（以下、設計図書という。）は、仮設計画図、建築図、建築施工図、電気設備図、給排水衛生設備図、その他設備施工図、諸官庁提出図面（構造図、構造計画書、計画通知、建築確認等）、その他必要図書とする。
- (4) 施工監理については、一級建築士の登録をしている者が行うこと。

## 6 使用材料

原則として設置に使用する材料は、本仕様書及び図面に定める品質及び性能を有する新品とし、アスベスト含有建材の使用は禁止する。

材料及び使用機器は鎌倉市グリーン購入調達方針に配慮すること。

色彩等は、風致地区条例及び鎌倉市景観計画によること。

## 7 施工管理

作業に際しては関係法令を遵守した上で施工管理体制を確立し、工程等について協議を行い、工程管理、安全対策、品質の確保等を適切に行わなければならない。

## 8 安全対策

作業中の安全確保に関しては、関係法令を遵守し、業務の実施に伴う災害の防止に努めなければならない。作業エリア周辺は、来庁者用駐車場であることから周辺安全対策に関する考察を行い、市民や他の車両等への安全対策を講じること。

## 第2条 施工計画

### 1 一般共通事項

官公庁その他への届出及び工事に係る届出は受注者が行うこと。

### 2 建築工事

- (1) 工事用水・工事用電力については当市が提供をする。ただし、敷地内既存設備からの配管・配線や仮設設備の設置、維持管理及び撤去に係る費用については、受注者負担とする。
- (2) 仮囲いが必要な場合は、速やかに作業エリアを囲むものとする。
- (3) 機材等搬入は4 t車両以下とし、搬入日時等は市と協議して行うものとする。

### 3 土工事

- (1) 建設発生土は受注者によって適切に処理するものとする。
- (2) 再生砕石の使用は可とする。
- (3) アスファルト舗装の範囲は市担当者と協議して決定するものとする。
- (4) G Lは受注者が調査を行い、市担当者と協議して決定するものとする。

### 4 本体工事

- (1) コンクリートの設計基準強度は  $21\text{N}/\text{mm}^2$ 以上とすること。
- (2) 床の載積荷重は建築基準法によるものとする。

### 5 工程関係

現場作業の可能時間は、平日の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、その他の時間に作業をする場合及び停電を伴う作業等の日程は当市において作業時間を定め、市担当者と調整すること。

設置完了後、速やかに目的物の引渡しができるよう工程管理について万全を期すること。

### 6 用地関係

資材置場及び作業車両の駐車場は、現場内に設置可能とする。

### 7 公害関係

- (1) 作業で使用する建設機械については、「低騒音・低振動型建設機械指定要領」に準拠すること。なお、一般工事中主要土木8機種：1 バックホウ、2 トラクターショベル（車輪式）、3 ブルドーザー、4 発動発電機（可搬式）、5 空気圧縮機（可搬式）、6 油圧ユニット、7 ローラー（ロードローラー・タイヤローラー・振動ローラー）、8 ホイールクレーン については、「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定されている建設機械を使用すること。ただし、ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）搭載の建設機械に限るものとし、施工の記録としてその建設機械の写真を撮影すること。

また、騒音規制法及び振動規制法により指定された作業（特定建設作業）については、神奈川県「特定建設作業に伴って発生する騒音・振動に関する規制基準」を遵守すること。

- (2) 作業現場周辺での作業待ち時には、作業車両等のエンジンをできる限り止める等騒音、振動を発生させないようにすること。
- (3) 騒音・振動が発生する作業及び作業用資機材の搬出入の際には、隣接する施設等に配慮し、市担当者と綿密な調整をしてから作業を行うこと。
- (4) 業務は、神奈川県の「県土整備局工事に係る土砂検定基準」（以下「土砂検定基準」という。）にある検定試験対象工事の条件には該当しないため、土砂検定基準に適合した検定試験の必要はない。

ただし、手広受入地へ土砂を搬出する際には、「土壌簡易検査に係る特記仕様書」に準拠し、土壌簡易検査を実施すること。

## 8 施工写真

業務の施工写真の撮影は、「鎌倉市工事写真撮影要領」によることとする。なお、隠蔽部分の写真が不十分な場合は、監督職員又は検査員が破壊検査を命ずることがある。その場合、復旧に要する費用は受注者が負担とする。要領等は配布する。

## 9 作業用貨物自動車等による過積載の防止等

受注者は、施工に伴うコンクリート、土砂、作業用資材等を運搬する大型貨物自動車の使用に当たっては、交通事故及び交通災害の防止に努めるとともに、次の事項を遵守すること。

- (1) 積載重量制限を超過して作業用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。
- (3) 不正改造大型貨物自動車は使用しないこと。
- (4) 土砂、作業用資材等の積載状態の管理に当たっては、荷積みの高さが枠を越えない水平積みを徹底すること。
- (5) ディーゼル自動車の使用に当たっては、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」(平成9年10月17日条例第35号)を遵守すること。

## 10 六価クロムについて

業務で再生砂(RC-10)を使用する際には、現場代理人等の立会いの上で検体(1検体)を採取し、当該再生砂の製造者が平成3年8月23日付環境庁告示第46号に規定される測定方法に基づく試験を行い、六価クロムについてあらかじめ土壤の汚染に係る環境基準に適合している旨の報告書を受けること。また、この報告書は、市担当者に提出すること。

## 11 建設廃棄物の取扱いについて

受注者は、票産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)又は電子マニフェストにより、産業廃棄物が適正に管理及び処理されていることを確認し、担当者にその写しを提出すること。舗装版切断作業がある場合に発生する濁水については、産業廃棄物の汚泥として以下の内容で処理すること。

- (1) 汚泥を自ら運搬する場合を除き、産業廃棄物の汚泥の収集運搬業許可を得ている業者と委託契約を締結すること。
- (2) 汚泥の処理については、産業廃棄物の汚泥の処分業許可を得ている業者と委託契約を締結すること。
- (3) 受注者は、舗装版切断時に発生する濁水の収集運搬・処分に関する計画書、受注者と処分業者(収集運搬を委託した場合は収集運搬業者も含む。)とで締結した委託契約書の写し及び処分業者の許可証の写しを提出すること。

### 第3条 構造計画

- 1 建築基準法等により構造計算を行い、構造耐久上支障がないことを確認すること。
- 2 基礎構造は受注者が地盤調査を行い、その結果により構造変更が必要な場合は、構造計算により安全な構造を確認すること。なお、埋蔵文化財包蔵地のため、地盤調査の実施に当たっては、事前に当市文化財課とその方法について十分協議し、必要な手続きを行うこと。
- 3 設置にあたっては、掘削はG L -60 c mまでとし、事前に当市文化財課と十分協議し、掘削に必要な手続きを行うこと。

### 第4条 諸設備

- 1 受注者は、建物二次側の給排水・電気・空調・電話・情報通信用設備配管等の設備を設置すること。当市が別途実施する一次側接続工事を容易に行える状態に調整すること。
- 2 衛生機器等は事前にカタログ等を用い、市担当者と協議して決定するものとする。
- 3 照明器具、コンセント、空調及び換気機器等の位置は、施工図、機器納入図、タログ等を用い、事前に市担当者と協議して決定すること。

## 第3章 建 物 仕 様

### 第1条 建物概要

- 1 名称  
鎌倉市役所第6分庁舎
- 2 設置場所  
鎌倉市御成町18番10号（地番：625番3） 鎌倉市役所本庁舎敷地  
（別紙、配置図参照）
- 3 構造・規模  
軽量鉄骨造 2階建
- 4 建築面積

160㎡以上

5 延べ面積

320㎡以上

6 必要諸室及び機器

(1) 1階

- ア 執務室（100㎡程度、廊下との間に壁は設置しないものとする）
- イ 男子トイレ（小便器2台、洋式ウォシュレット付き1台、洗面器2台、掃除用流し1台）
- ウ 女子トイレ（洋式ウォシュレット・トイレ用擬音装置付き2台、洗面器2台）
- エ みんなのトイレ（洋式ウォシュレット付き1台、手洗い1台、オストメイト1台、ベビーシート1台）
- オ 給湯室（流し台1台、小型電気温水器設置）
- カ 廊下
- キ 屋内階段（踊場を設け、傾斜が急でないものとする）
- ク 出入口1か所

(2) 2階

- ア 会議室（かぎ付きドア2箇所、可動パーテーションを設け、おおよそ同じ面積になるように分割できること）
- イ 廊下
- ウ 屋外階段（踊場を設けず、傾斜が急でないものとする）
- エ 出入口1か所

(3) 1階、2階共通

- ア 天井高は2,400mm程度とする。
- イ ドア開口部の高さは2,000mm程度とする。
- ウ 床材は、市でOAフロアを敷設する予定があるため、市と別途協議により決定すること。
- エ 可動パーテーションは、床材にOAフロアを敷設することを考慮し、高さについては、市と別途協議のうえ決定すること。

7 配置計画等

建物は概ね短辺を10,000mm程度とし、別紙配置図（詳細）の設置箇所内に設置するものとする。

## 第2条 建築工事

### 1 外構工事

建物に干渉する部分のアスファルト及び車止めの撤去。また、1階出入口にポーチ及びスロープを設けるものとする。スロープは1/12勾配以下とし、点字ブロックを設ける

こと。なお、それを施工するにあたり支障となる既存の工作物等は撤去・処分するものとする。

## 2 仕上げ・ユニット工事

トイレブース、流し台、家具、室名板等一式とする。

## 第3条 電気設備工事

電気設備工事の実施設計における性能基準及び性能技術基準は、原則として「建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備課監修 契約時点最新版）」（以下「設計基準」という。）に準拠し、次の設備を設置すること。

なお、電線、ケーブル類はEM（エコ）ケーブルとし、露出する配線は電線管等により保護するものとする。

### 1 幹線設備

(1) 本庁舎受変電設備より、動力分電盤、電灯分電盤までの配管・配線及び機器の取付けは当市が行うものとする。

なお、各分電盤の遮断器は原則として主幹に配線用遮断器、分岐に漏電遮断器（過電流保護機能付）を施設すること。ただし、電灯分電盤のうち消防設備用電源、機械警備用電源等の特定遮断器は配線用遮断器で施設できるものとする。

(2) 漏電火災警報器は、消防関係法令に基づき設置対象となった場合のみ施設すること。

### 2 動力設備

動力分電盤以降の動力機器（備品の機器を含む）に至る配管・配線、配線器具及び動力機器への配線接続までの一式とする。

### 3 電灯・コンセント設備

電灯分電盤以降の配管・配線、照明器具及び配線器具の取付け及び電灯機器への配線接続までの一式とする。

照明の施設箇所、照度基準、器具等は次による。

#### (1) 施設箇所

照明器具の施設箇所は建物内とする。玄関廻り及び防犯対策上の外壁とする。なお、外壁の点灯は、自動点滅器及びタイムスイッチで制御可能なものとする。

#### (2) 照度基準

照度については、J I S基準及び設計基準に準拠するものとするが、概ねの設計照度は次のとおりとする。

執務室、会議室	: 750 lx 以上
玄関、廊下、トイレ等	: 300 lx 以上

#### (3) 照明器具

照明器具については、LED照明器具とする。屋外は防雨型とし、原則として、玄関前、外壁、その他必要な箇所には設置を行うこと。屋内については日常の利用に支障がないよう必要な台数を設置すること。また、いずれも埋め込み型（ガード付）と

し、飛散防止措置を行うこと。また、出入口（屋外）及びトイレの照明は人感センサーのものとする。いずれも日常の維持管理が容易となるよう考慮すること。

#### (4) 配線器具

配線器具のうちコンセントについては壁付と天井とし、全て接地端子付とする。一部天井に配線ダクトを設置する。なお、その高さ、位置、個数は別途協議すること。

#### 4 情報通信用設備

インターネット環境へ接続できる配管設備（配線は含まない。）一式を施設できるように空配管を施工すること。

#### 5 電話用配管設備

電話の配管設備（機器及び配線は含まない。）一式を施設できるように空配管を施工すること。

#### 6 放送設備

放送設備については別途設置を予定しているため、設置に必要な設備や工事の施工に協力すること。

#### 7 防災設備

防災設備については別途設置を予定しているため、設置に必要な設備や工事の施工に協力すること。

#### 8 防犯設備

防犯設備については別途セキュリティシステムの設置を予定しているため、設置に必要な設備や工事の施工に協力すること。

#### 9 その他

(1) みんなのトイレは、緊急呼出し等の設備を施設すること。

(2) その他関係法令等で設置義務が生じる設備については、業務において施設すること。

### 第4条 給排水設備工事

給排水設備工事の実施設計における性能基準及び性能技術基準は、原則として「建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備課監修 契約時点最新版）」（以下「設計基準」という。）に準拠し、次の設備を設置すること。

なお、上水下水の配管接続工事は市が行うものとする。

#### 1 給水設備

- (1) 敷地内既存配管（40mm）と接続できように施設すること。なお、給水設備の施工位置等は、本市と協議の上決定すること。
- (2) 給水設備の工事は、神奈川県県営上水道条例に基づいた設計を行い、施工は「指定給水装置工事事業者」が行うものとする。

## 2 給湯設備

給湯室には貯湯量 12L 以上の小型電気温水器を設置し、市担当職員と協議の上、必要な給湯量を確保すること。

## 3 排水通気設備

- (1) 建物内の汚水排水設備は、既設汚水枡（別紙、配置図（詳細）参照）に 100 分の 2 以上の勾配で接続できるように配置すること。なお、汚水排水設備の終点付近に市が汚水枡を設け、そこから埋設配管により既設汚水枡へ接続できるように協力すること。
- (2) 汚水・排水管の必要な箇所には有効な通気管を設ける。
- (3) 汚水・排水設備の工事は、鎌倉市下水道条例に基づいた設計を行い、施工は「下水道指定工事店」が行うものとする。

## 4 雨水排水設備

樋からの庁舎敷地内の雨水を枡に流水するように設置すること。

## 5 衛生器具設備

衛生器具を必要とする室には、その設備を設け、公共施設の使用に耐えうる仕様とする。なお、トイレの洗面器の蛇口は自動とする。

# 第 5 条 空気調和設備工事

空気調和設備工事の実設計における性能基準及び性能技術基準は、原則として「建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備課監修 契約時点最新版）」（以下「設計基準」という。）に準拠し、次の設備を設置すること。

## 1 空気調和設備

執務室及び会議室に必要な容量のエアコンを設置する。なお、可動式パーティションで二部屋に分けた場合においても、各部屋それぞれにエアコンが配置されるよう検討すること。室外機は建物の外部に配置する。なお、ドレンは市が汚水排水設備に接続するため設置箇所については市担当職員と協議の上、設置することとする。

## 2 換気設備

所要の換気回数を満足する換気扇を設けること。

